

広島県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第千三百三十九号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

府中市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・一一〇号朝日上通り線及び三・六・一〇三号広谷出口

線

三 事業施行期間

平成十七年十二月二十二日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし